

地震・津波発生時の緊急対応マニュアル

備前市立日生東小学校

地震発生
※管理職不在の場合の判断・指示
校長→教頭→教務主任→保健主事

（授業中）	（休憩時間中）	（その他）
「倒れない，落ちてこない」場所を自分で探して避難する。自分で判断し，自分の身は自分で守る意識の醸成。		
第1次避難 （児童） - 机の下にもぐり頭を保護する。 （授業担当教師） - 出入り口の開放，火気使用中の場合は消火し，ガスの元栓を閉める。 ・消灯 （授業のない教職員） - 被害状況の確認（避難経路の安全性の確認） - 情報の収集（ラジオ，防災無線，緊急放送，テレビ等） 第2次避難 - 避難経路が確保されたら，校内放送等で避難経路と避難指示をする。 （児童） - 教師の指示に従って，第2次避難場所に避難する。 （授業担当教師） - 教室ごとに整列させ，児童を第2避難場所に誘導する。 - 避難児童の人数確認をする。 （授業を担当していない教職員） - 特別棟や体育館の残留児童の有無を確認する。 - 地震，津波に関する情報収集。 - 関係諸機関へ連絡する（教頭）。 - 緊急連絡先の持ち出し（事務）。 - 救急セット持ち出し（養護教諭）。	第1次避難 （児童） - 校舎内では電灯の下を避け，真ん中よりのところで頭を落下物から守り，低い姿勢をとり揺れがおさまるのを待つ。 - 屋外では建物からできるだけ離れ，地面に座り，揺れがおさまるのを待つ。 （教職員） - 近くにいる児童に第1次避難を指示する。 - 出入り口の開放，火気使用中の場合は消火し，ガスの元栓を閉める。 - 消灯 - 被害状況の確認（避難経路の安全性の確認） - 情報の収集（スマホ，ラジオ，緊急放送，テレビ等で） 第2次避難 - 避難経路が確保されたら，校内放送等で避難経路と避難指示をする。 （児童） - 教師の指示に従って，第2次避難場所に避難する。 （担任） - 担当教室に行き避難指示をするとともに，残留児童の確認をする。 （担任外教職員） - 残留児童の確認（専科：特別棟2階，司書：特別棟1階，用務員：体育館）。 - 地震，津波（発生の有無）に関する情報収集。 - 関係諸機関へ連絡する（教頭）。 - 緊急連絡先の持ち出し（事務）。 - 救急セット持ち出し（養護教諭）。 - 第3次避難場所への避難経路の安全確認（トランシーバー、携帯電話）	※ 別 紙
地震沈静後（校長判断） （軽度な場合） （学校を含むエリアの震度 4 程度の場合） - 建物の安全性を確認後，普通授業に戻る。→市教委へ状況を報告 - 平素から家庭に大人のいる人は集団下校をする。いない人は，保護者に確認が取れるまで学校待機とする。放課後に学童保育に行く児童については，事前に協議しておく。下校後，子どもだけで留守番をする家庭について実態調査をしておく。 （学校を含むエリアの震度 5 弱以上の場合） - 保護者の迎えを待ち下校する。〔【児童引き渡し時の注意事項】参照〕		

津波発生

第3次避難 津波警報が出されたら，直ちに第3次避難場所に避難を開始する。		
児童の動き	教職員の動き	事前の準備
- ペア学年で避難する。 - 国道250号線を渡り，萩原医院前でJ A寒河より，寒河八幡宮に避難する。又は県道397号線空き地に避難する。（津波が川を遡上することを考え，できるだけ川から離れた道を選ぶ。） - 橋が損壊し，渡ることが不可能な場合は，学校校舎2階とする。	○避難決定まで - 校長より指名を受けた教員（教頭または、学年担任外で可能な者）は先に出発し，避難経路、避難場所の安全確認をするとともに，避難路を確保する。 - 避難経路確認の連絡を受け、避難経路の決定指示（校長、教頭） ○避難時 - 校長を先頭に出発する。1・6年の児童を先頭に担任が引率し、他の職員は列の間に入り、避難のサポートをする。 - 担任外教職員は国道250号線を横切る際の安全確保等避難経路上の危険箇所の安全確保にあたる。（用務、専科） - 養護教諭は、移動中のけがの手当等にあたる。 - 避難にあたって個別の支援が必要な児童には、担任または支援員が付き添って避難する。（令和5年度はなし） - ラジオ，ワンセグ付き携帯電話等を持って避難する。（教頭） - 緊急連絡先は事務がもって移動する。 - 移動途中は児童の引き渡しはしない。（確実な引渡しのため） ○避難後 - 点呼をし、全員の避難を確認し、教頭に報告する。（担任） - 点呼後の児童管理（特別支援学級担任 児童支援 養護教諭 A L T 専科） - 児童の引き渡しの準備をする。（事務，1～6年担任） - 津波や地震に関する情報収集をする（校長・教頭）。 - 避難してきた住民を誘導し，安全を確保する。（司書） - 関係機関と連絡を取り，救援を要請する。（校長，教頭）	・緊急連絡網を作成しておく。 ・情報収集のための器具の確保。（発電機能付きラジオの携帯。） ・地震の場合は学校で，津波の場合は第3次避難場所で児童を引き渡すことの保護者への通知。 ・教師がいない場合の対処の仕方を指導しておく。 ・学校用携帯電話・トランシーバーで連絡を取り合う。
【児童引き渡し時の注意事項】 ・支援学級児童は、交流学級で引き渡す。（支援が必要な児童には、支援学級担任または支援員が付き添う） ・緊急避難カード（児童家庭環境カード兼用）で引き渡し者を確認し，児童を引き渡す。 ・引き渡し場所（避難場所）に○をつけ，引き渡し日時，引き渡し教員欄に記入する。（引き渡し担当教員） ・興奮している保護者もいると思われるので，冷静に対応するよう心掛ける。 ・児童が確認できない人（児童の知らない人）が迎えに来た場合は，保護者に連絡を取り，確認できるまで引き渡しはしない。カードに記入のある方のみ引き渡す。 ・誰も迎えに来ない児童は，保護者に連絡を取り相談する。連絡ができるまでは，避難場所で待機させる。 ・運動場で引き渡す場合は，自家用車は校門より進入，南門より退出するようにし，一方通行とする。（役割分担） 指揮（校長） 連絡集約（教頭） 保護者誘導（事務・専科） 車両誘導（用務） 救護（養護） 引き渡し（担任） 児童管理（支援学級担任・支援員） ※緊急地震速報からの時系列の記入（教頭・事務）		